

群馬大学学生の旧姓使用取扱要項

平成 29. 11. 24 制 定
改正 令和 3. 4. 1 令和 8. 2. 1

(趣旨)

第1 この要項は、群馬大学に在籍する学生が改姓した後に学内において改姓前の氏名(以下「旧姓」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(旧姓使用の申出)

第2 旧姓の使用を希望する学生は、別に定める旧姓使用申出書に、戸籍抄本等改姓を証明する書類(以下「戸籍抄本等」という。)を添付の上、学長に提出しなければならない。

2 前項の戸籍抄本等は、別に定める改姓届と合わせて提出する場合においては、その写を提出することで足りる。

(旧姓使用の範囲)

第3 旧姓使用申出書を受理した場合は、次の各号に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができる。

- (1) 債権関係書類(授業料、入学料、寄宿料等)
- (2) 支払関係書類(旅費、謝金、学内奨学金等)
- (3) 国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの
- (4) その他旧姓の使用を認めることが適当でないと学長が判断するもの

(旧姓使用の中止)

第4 旧姓を使用している学生が旧姓の使用を中止する場合は、別に定める旧姓使用中止申出書を学長に提出しなければならない。

(学位記への本名の併記)

第5 旧姓を使用している学生で、学位記に戸籍上の氏の併記を希望する者は、別に定める学位記本名併記申出書を学長に提出しなければならない。

2 学位記に本名を併記する際の表記は旧姓(戸籍上の氏)とし、英文で表記する場合は旧姓－戸籍上の氏とする。

(記録等)

第6 第2、第4及び第5の規定に基づく申出を受理したときは、その旨を学籍簿及び学位記記録簿等に記録する。

2 第4の規定に基づく申出を受理したときは、当該申出の氏名を記載した学生証を発行する。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第7 卒業、修了又は退学時に旧姓を使用していた学生に係る各種の証明書等については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても旧姓の表記とする。

(旧姓使用の証明)

第8 旧姓を使用している事実について大学の証明を必要とする学生は、別に定める旧姓使用証明願を学長に提出することができる。

2 前項の規定に基づく願を受理したときは、別紙様式による群馬大学学生の氏名表記についてを交付する。

3 前項に規定するほか、旧姓を使用している事実の証明については、当該学生の自助努力で行う。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、学生の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 学位記の様式における氏名の表記の取扱いに関する申合せ(平成 26 年 1 月 27 日制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

別紙様式（第8関係）

群馬大学学生の氏名表記について

本学では、学生からの申出により、学生の氏名表記について戸籍上の氏名でなく旧姓を使用することを認めており、下記学生の氏名表記については、学位記を含む各種文書等（ただし、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているものを除く。）で旧姓を使用していることを証明します。

記

氏名（旧姓）

戸籍上の氏名

年 月 日

群 馬 大 学 長
○ ○ ○ ○ 印